

がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成の拡充について

1 目的

がん治療に伴う脱毛や乳房の切除など、外見（アピアランス）の悩みを抱えている方に対し、社会生活を営む上で外見の変化をカバーするためのウィッグや胸部補整具の購入に要する経費の助成事業を拡充する。

2 内容

(1) 拡充の内容

① 対象品

医療用ウィッグ（装着用ネットを含む）、胸部補整具（人工ニップル補整下着（パッドを含む））に追加して、令和7年4月1日以降に購入した毛付き帽子、人工乳房、弾性着衣（リンパ浮腫治療のための弾性ストッキング、弾性グローブ等）を助成対象とする。

② 対象経費

対象品の購入にかかる費用に追加して、レンタルにかかる費用を助成対象とする。

③ 上限額及び補助率

1回当たり3万円（補助率 1/2）から10万円（補助率 10/10）に拡充する。

④ 助成回数

1人当たり1回から2回に拡充する。

（令和6年度までに区の助成を受けている方は1回）

⑤ 拡充実施時期

令和7年4月

(2) 申請期限

助成対象品を購入した日の翌日から1年以内

（レンタルの場合は、料金を支払った日の翌日から1年以内）

3 周知方法

区ホームページ、区広報紙に掲載するほか、リーフレットを作成する。